

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例（平成14年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
事業名	利用対象者	利用料（1回につき）	事業名	利用対象者	利用料（1回につき）
給食サービス	おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者並びに身体障害者であって、 <u>虚弱</u> 、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難な者	500円	給食サービス	おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者並びに身体障害者であって、 <u>老衰</u> 、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難な者	500円
移送サービス	おおむね65歳以上の寝たきり又は虚弱の高齢者並びに重度身体障害者で、外出が困難な者	無料	移送サービス	おおむね65歳以上の寝たきり又は虚弱の高齢者並びに重度身体障害者で、外出が困難な者	無料
除雪サービス	おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で虚弱又は身体的理由により除雪が困難な世帯、又は重度身体障害者世帯で除雪が困難な世帯	無料	除雪サービス	おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で虚弱又は身体的理由により除雪が困難な世帯、又は重度身体障害者世帯で除雪が困難な世帯	無料
生きがいデイサービス	心身機能の低下により閉じこもりがちな者で、次のいずれかに該当する者 (1)介護保険法による要介護・要支援の審査判定の結果、非該当となった者 (2)介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業の対象者とならなかった者 (3)65歳未満で、日常生活に支障がある者	1,100円	生きがいデイサービス	心身機能の低下により閉じこもりがちな者で、次のいずれかに該当する者 (1)介護保険法による要介護・要支援の審査判定の結果、非該当となった者 (2)65歳未満で、日常生活に支障がある者	1,100円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。